

岡山大学保育所運営委員会内規

平成22年4月1日
学 長 裁 定

一部改正 平成23年3月22日

一部改正 平成27年5月 1日

一部改正 令和4年5月25日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学保育所の設置に関する規程（平成22年岡大規程第9号。以下「規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、岡山大学保育所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 岡山大学保育所（なかよし園及びますかつと病児保育ルームをもって総称する保育所をいう。以下「保育所」という。）の基本方針に関する事項
- 二 保育所の予算及び決算に関する事項
- 三 保育所の利用及び利用料金に関する事項
- 四 なかよし園の入所者選考に関する事項
- 五 その他保育所の運営に必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 岡山大学病院長
- 二 なかよし園園長
- 三 なかよし園副園長
- 四 ますかつと病児保育ルーム室長
- 五 ますかつと病児保育ルーム副室長
- 六 岡山大学病院看護部長
- 七 岡山大学病院事務部長
- 八 総務・企画部人事課ダイバーシティ推進室長
- 九 財務部財務企画課長
- 十 その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第9号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(議決)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(報告)

第7条 運営委員会は、総括責任者に対し、保育所の運営状況等について、定期的に報告を行う。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聞くことができる。ただし、当該者は、議決には加わらないものとする。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、総務・企画部人事課ダイバーシティ推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。